

# 宝達志水町商工会 総合振興事業補助金交付制度 実施要領

## 【趣旨】

商工会員がイベント等の開催を通して、町民及び来町する人々の生活に潤いと活力を与えることを目的とする。

## 【補助対象期間】

令和3年4月23日（金）から令和4年2月28日（月）まで。  
ただし、予算に達した場合は期間内でも終了する場合があります。

## 【申請書の提出先】

宝達志水町商工会に必要書類を持参 ※着手前に必ず事前相談が必要です。

## 【補助対象者】

宝達志水町商工会員のみで組織された2事業者以上のグループ。  
（補助金交付は原則1グループ1回までとする）  
なお、以下に該当する場合は本補助金の対象外とします。

- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等と関係がある事業者
- ・ 政治または宗教上の組織若しくは団体
- ・ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと宝達志水町商工会が判断する者

## 【補助対象取組（事業）】

自らが主催するイベントに必要な経費で、宝達志水町商工会長が必要と認めるもの。

<補助対象取組の具体例>

- ◆会場を設けて実施する飲食イベントやドライブスルー弁当販売
- ◆各事業所の店舗でのお買い物を促進するスタンプラリーイベント
- ◆グループで主催するスポーツ大会や発表会の実施

※ 臨時飲食店営業許可等の、内容により必要となる届出は確実に実施してください。

## 【補助内容】

補助上限100,000円（補助率2/3） ※千円未満切捨て

### 【事業実施期間等】

項目	開始	終了
事業実施期間	令和3年4月23日	令和4年2月28日
実績報告書提出期間	事業完了日から14日以内 ※既に事業が完了している場合は、申請時に提出	

### 【補助対象経費】

補助対象となる経費は、令和3年4月23日以降に事業開始（契約・発注）した申請取組（事業）に必要な経費（税抜）で、令和3年4月23日から令和4年2月28日までに請求・支払行為が完了するもの。

#### ＜注意事項＞

- ・ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。後日、補助事業が適切に行われたかどうかについて検査をする場合があります。
- ・ 申請内容に虚偽がある場合、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。
- ・ 事業に要する経費のうち、自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費とは認められません。

### 【補助対象外経費】

人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

### 【申請手続】

交付申請書等の提出書類を、令和3年12月28日（火）までに、宝達志水町商工会に持参してください。交付申請書等は、商工会にあります。

なお、申請手続は実績報告手続とあわせて提出しても構いません。

※本制度は予算に達した場合は期間内でも終了する場合がありますが、交付申請手続が完了している場合は優先的に補助金を確保します。

次の書類を提出してください。 ※いずれも実績報告書とあわせての提出も可

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② グループ構成員名簿（第2号様式）

### 【実績報告書及び請求書の提出】

1 補助事業完了日から14日以内（土・日・祝日含む）（既に事業が完了している場合は交付申請書と併せて）に次の①～⑤のすべての書類を、宝達志水町商工会に持参してください。

- ① 実績報告書（第3号様式）
- ② 請求書（第4号様式）

- ③ 領収書やレシート（支払日、品名、金額（税抜）、支払先がわかるもの）
- ④ 取組事業の実施がわかる写真等
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し（金融機関名、店名、口座番号、口座名義人がわかるもの）  
当該グループ名義またはグループ代表者の名義口座（法人・個人可）に限る。

※③、④、⑤についてはいずれも写し可。

- 2 宝達志水町商工会において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知及び補助金を支給します。

### 【書類の保存】

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助金交付年度終了後5年間（令和8年度まで）保存しなければなりません。

この期間に、宝達志水町商工会による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務としてご協力をお願いいたします。また、この検査の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、従わなければなりません。

### 【その他留意事項】

- ・ 同一内容で、国、県、市町、その他団体（以下、「国等」という。）が助成（国等から受けた補助金等により、国等以外の機関が実施する助成を含む。）する他の制度（補助金、委託費）と重複する場合は対象となりません。  
（例：小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型（事業再開枠）＞（中小企業庁））
- ・ 同一グループが複数の補助金交付申請を行うことはできません（原則1グループあたり1申請）。
- ・ 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- ・ 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。